

平成 21 年度第 3 回(通算第 13 回)冷凍空調規格委員会  
冷凍空調装置の施設基準検討分科会  
議事録

1. 日 時 : 平成 22 年 2 月 26 日(金) 13:30~17:00
2. 場 所 : 機械振興会館 会議室 (6 F)
3. 出 席 : 委員: 樋口主査、福田副主査、辻、松浦、川野、澤柳、新、  
小関、藤原  
KHK: 佐藤、鈴木
4. 配付資料:

資料 44 前回議事録(案)

資料 45 冷凍空調装置の施設基準(FC 及び CO2 の施設編)

資料 46 同 (FC(不活性ガスに限る。)冷凍能力 20 トン未満の施設編)

資料 47 同 (可燃性ガス及び微燃性ガスの施設編)

参考配布

R413A の MSDS

ISO/DIS 5149-Part1(抜粋)

資料 45~47 の図

資料 45~47 に対する意見と対処案

5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 議事

(1) 前回議事録の確認

資料 44 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

資料 45~47 に基づき、事務局から説明があり、検討がなされた。

- ・一般的にはフロンは加害性が無いと表現するが、事故の例からすると酸欠、窒息の事例が多くあるため、酸欠(窒息)の加害性として、資

料 45, 46 の解説に「酸素欠乏の危険性」（出典：船員災害防止協会）を追加する。

- ・資料 46 5.10 警戒標の規定は、冷凍保安規則では要求されていないので、削除する。
- ・資料 47 の「4. 冷媒ガス配管」に、加害性の区分が A3 のものにあっては、フランジ部及びフレア管継手部を室内部に使用してはならない旨として、図 1～5 に注記をする。
- ・資料 47 の「5.6.1 冷媒ガス放出管の設置」の注 1 の表記を「表 2 の冷媒ガスの内、冷凍保安規則で可燃性ガス扱いをするものを冷媒とする・・・」に修正
- ・R413A を資料 47 から資料 45, 46 に移し、解説に ISO5149 での扱い(A1/A2) を記し、かつ、冷凍保安規則に基づく扱いを記す。
- ・可燃性ガスが漏洩したときに着火させる恐れのある火源について資料 47 の解説に記す。
- ・ケーシング内の電気器具は防爆構造品を使用し、作業靴は静電防止靴を使用する等、資料 47 5.1(2)のただし書きにその旨を付記する。
- ・資料 47 5.9.1(1)(a) の予備冷媒ガスの機械室での保管について、加害性の区分が A 3 以外のものについて 50Kg を超える予備の冷媒ガスを常備置かない旨記す。
- ・資料 45～47 において、6.3(遠隔操作)の(5)の高圧遮断装置作動後の復帰について、冷凍保安規則例示基準 8.14(3)のただし書きを付加する。
- ・資料 47 (6)を「放出管の材料は、経年劣化を考慮して耐久性を有する金属等不燃材を使用すること。」に修正

### (3) その他

次回は、3月26日の冷凍空調規格委員会での審議等を勘案した上で、設定することとした。

以上